

改 正 案

現 行

<p>(事前評価等を要しない場合) 第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が増大しないこと(処理施設により処理されない場合に限る。)</p> <p>ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(処理後の汚水等に係るものに限る。)が増大しないこと。</p> <p>ハ 排水の排出の方法(排水口の位置及び数並びに排出先を含む。以下本条において同じ。)に変更がないこと。</p> <p>二 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 特定施設の使用時(汚水等の処理施設の使用時を含む。)において当該特定施設を設置する工場又は事業場の各排水口における排水の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該排水の一日当たりの通常の量及び最大の量が増大しないこと。</p> <p>ロ 前号ハに掲げること。</p> <p>三 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 前号イに掲げること。</p> <p>ロ 排水口の使用の一部又は全部を廃止すること(この場合において、既存の排水口を引き続き使用するときは、当該排水口について排水の排出の方法に変更がない場合に限る。)</p>	<p>(事前評価等を要しない場合) 第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号に該当する場合とする。</p> <p>一 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が増大しないこと(処理施設により処理されない場合に限る。)</p> <p>二 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(処理後の汚水等に係るものに限る。)が増大しないこと。</p> <p>三 排水の排出の方法(排水口の位置及び数並びに排出先を含む。)に変更がないこと。</p>
<p>(事前評価等を要しない場合) 第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が増大しないこと(処理施設により処理されない場合に限る。)</p> <p>ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(処理後の汚水等に係るものに限る。)が増大しないこと。</p> <p>ハ 排水の排出の方法(排水口の位置及び数並びに排出先を含む。以下本条において同じ。)に変更がないこと。</p> <p>二 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 特定施設の使用時(汚水等の処理施設の使用時を含む。)において当該特定施設を設置する工場又は事業場の各排水口における排水の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該排水の一日当たりの通常の量及び最大の量が増大しないこと。</p> <p>ロ 前号ハに掲げること。</p> <p>三 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 前号イに掲げること。</p> <p>ロ 排水口の使用の一部又は全部を廃止すること(この場合において、既存の排水口を引き続き使用するときは、当該排水口について排水の排出の方法に変更がない場合に限る。)</p>	<p>(事前評価等を要しない場合) 第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号に該当する場合とする。</p> <p>一 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が増大しないこと(処理施設により処理されない場合に限る。)</p> <p>二 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態(当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。)の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量(処理後の汚水等に係るものに限る。)が増大しないこと。</p> <p>三 排水の排出の方法(排水口の位置及び数並びに排出先を含む。)に変更がないこと。</p>